

平成 16 年 2 月 1 7 日

金融庁監督局  
銀行第 2 課  
金融会社室 室長殿  
銀行第 1 課  
銀行第 1 課長殿

東京都千代田区九段南 3-9-14  
九段南 C & M ビル 7 階  
電話 03-3234-5311 FAX 03-3234-7031  
照会者 株式会社バークレーヴァウチャーズ  
代表取締役 CEO 池田 仰

東京都千代田区丸の内 3-2-3  
富士ビル 623 区 石井法律事務所  
電話 03-3214-4731 FAX 03-3287-1327  
照会者代理人弁護士 小 澤 優 一

## 照 会 書

法令適用事前確認手続にもとづき、以下のとおり照会します。

### 一 対象法令

前払式証票の規制等に関する法律（以下「前払式証票法」という）第 2 条  
第 1 項第 1 号、第 6 条及び第 31 条

銀行法第 2 条第 2 項第 2 号、第 4 条第 1 項及び第 61 条

### 二 照会者が行おうとする行為

- 1 照会者 (X) は、顧客企業 (A) の依頼に基づき、X とすでに契約関係にある飲食店、コンビニエンスストア等 (R) において食事や飲食物等の商品を購入する際に代価の弁済として使用することのできる、一定の金額を表示した証票を作成し、A に交付する。当該証票には、発行者 A の名称、および R に対する商品代金償還義務者としての X の名称が記載される。当該証票に一定の使用期限を定めるかどうかは、検討中である。

2 A は、その顧客（不特定の第三者、a,b,c・・・）に対し、当該証票を無償で交付する。交付は、アンケートへの協力、ショールームへの訪問等、A の業務へ協力し、もしくは関心をもった顧客への謝礼などとして行われることが想定されており、A のための労働の提供を対価として交付することは想定されていない。X と A の契約においては、A が顧客から証票の金銭的対価を取得することに加え、証票を交付する引き換えとして労働による対価を得ることを明文で禁止することを考慮している。

a,b,c,・・・は、当該証票を、R において商品等を購入する際に、証票に表示された金額に相当する代価の弁済として使用することができる。

当該証票を謝礼として交付する事例としては、つぎのようなものを想定している。

- ① はがきアンケート回答に対する謝礼
- ② 簡単な試飲、試食の感想に対する謝礼
- ③ セミナー、商談会、ショールーム等へ来場しパンフレット資料等を受け取り検討することに対する謝礼
- ④ 購入者登録のはがきを投函してもらうことに対しての謝礼

また、上記の謝礼として交付する額面額は、一般常識的に労働の対価と取られない範囲（200 円～1200 円程度）を想定している。

3 上記取引の代金決済等は、つぎのように行われる。

- ① X は、A より証票の作成の依頼を受け、これを印刷して A に納品する際に、A より印刷代等の実費相当額を受領するが、証票の作成及び A に対する交付の際は、証票に表示されている金額に応ずる対価の授受はなされない。
- ② A より証票の交付を受けた a,b,c・・・が、R において、R の提供する商品等の代価の弁済として証票を使用した場合、これを受け取った R は、X に対して、証票記載の金額の支払いを請求する。
- ③ R より請求を受けた X は、A に対して、R より請求された証票記載の金額相当額の支払いを請求し、A より支払いを受けたのちに、これを R に支払う。
- ④ X が作成し A に納品された証票で、a,b,c,・・・によって R において使用され、R より X に支払いの請求がなされる証票記載の金額の、A から X に対する支払いを担保するため、X は A からの依頼に基づき証票を A に引き渡す際に、A の取引銀行と、証票に表示された金額相当額の支払いに関する保証契約を締結し、もしくは A の銀行預金に質権を設定するなどの保全手段をとる。

4 上記取引における、当事者間の契約の具体的内容及びその法的性格に

については、つぎのようなものを構想している。

- ① (A—R) AはRに対し、Aの顧客がRにおいて、A発行にかかる証票を交付したときは、購入する食事等の商品代金のうち証票記載の金額の支払いをAにおいて負担することを約する。
- ② (A—X) AはXに対し、顧客がRに対し商品代金の支払いのために交付した証票記載の金額の支払い義務の履行を、Aに代わって行うことを、あらかじめ委託し、Xはその履行を引き受ける。
- ③ (A—X) Xは、Aより受託したRに対する代金の弁済業務を履行するため、Aがその顧客に配布し、顧客がRにおいて購入した代金の支払いのために使用することができる証票を作成してAに交付する(Aはこれをその顧客に対し交付する)。
- ④ (X—R) XはRとの間に、
  - ・ Aの顧客がRにおいて、Xが作成しAが顧客に発行した上記証票をRに交付した場合は、Rは代金の支払いに代えてこれを受け入れること
  - ・ RがAの顧客から受け入れた証票についての、Aが負担する代金債務のRへの支払いは、XがAからの委託に基づきその履行を引き受け、RはXに対して支払いを請求し、XがRに支払うことを内容とする契約を締結する。
- ⑤ (X—A) 他方、XはAとの間に、
  - ・ XはAに対し、Aの顧客がRにおいて購入する商品代金の支払いのために使用することができる証票を交付すること
  - ・ Xは、Aの顧客がRにおいて使用した証票についての、Aの代金支払い債務につき、履行を引き受けること
  - ・ XがRから、Aの顧客より代金支払いに代えて受け入れた証票記載の金額の支払い請求を受けたときは、XはRに対する支払いの前に当該金額の償還をAに請求し、AはXに証票記載の金額を償還すること
  - ・ Xは、Aからの償還金の支払いの有無を問わず、Rに対して請求にかかる証票記載金額を支払うこと
  - ・ AはXに対する償還金の支払いを担保するため、Xに対し、銀行保証もしくはその他の担保を提供することを内容とする契約を締結する。

### 三 照会の趣旨

- 1 上記二記載の方式により、XがAの依頼により作成してAに引き渡し、Aが無償でa,b,c,・・・に交付する証券は、前払式証券法第2条第1項第1号にいう前払式証券、同法第6条により規制され、第31条により違反につき罰則が適用される「第三者発行型前払式証券」に該当するか。
- 2 Aが顧客に発行した上記証券の決済をするXの行為は、銀行法第2条第2項第2号に銀行の業務として規定され、銀行業の免許を受けない者が行った場合は同法61条により違反につき罰則が適用される、「為替取引」に該当するか。

#### 四 公表への同意

- 1 照会者は、照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意します。
- 2 ただし、当該ビジネス・スキームを含む発明の特許出願の準備をしており、特許法第29条第1項の規定により、本公表に起因して、当該特許出願前に当該発明の新規性が喪失してしまうことを防ぐために、公表の時期を四一四に記す希望日以降に希望します。
- 3 希望する期間は、次の理由による。

特許出願の手続は、弁理士法で定められた弁理士に依頼することになるが、本件発明は、いわゆる「ビジネスモデル特許」といわれ、「特定技術分野の審査の運用指針：第1章 コンピュータ・ソフトウェア関連発明」に属するものであり、専門性の高い分野である。従って、当該分野を得意とする弁理士事務所に依頼すると、着手までに約1か月かかる。

出願書類の作成にあたり、先行技術文献の記載が様式上義務づけられたことから、先行特許調査を行う時間が2日程度必要である。そして、出願書類は、前記調査結果を踏まえて、特許法36条の記載要件を満たしながらの技術文書と図面等の作成なので、速くても約1週間かかる。また、特許請求の範囲は、知的財産の権利書的作用を果たすことから(特許法70条)、当社発明者等による慎重なチェックを要し、特許的な難解な表現も多いことから、これも1週間程度かかる。そして、弁理士との最終打ち合わせののち、出願書類の内容を決定し、事務所側で図面の浄書等を含めた最終手続に2日程度かかる。

従って、特許出願の手続は、通常の期間として、依頼から最低でも1か月半程の期間が必要となる。

なお、特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会での文書発表後等に、新規性を喪失しないものとみなして、例外的に特許出願を認める制度がある

が(特許法30条)、この場合には、特許出願手続に6カ月の期間が与えられることから、上記期間は妥当なものであるといえる。

4 希望する公表時期、平成16年5月31日以降。

## 五 照会者の見解

上記照会に関する、照会者の見解は以下のとおりです。

### 1 結論

上記証票は、前払式証票法第2条にいう前払式証票には該当しないと考える。

上記二に記載した、Aが顧客に発行した上記証票の決済をするXの行為は、銀行法第2条第2項第2号に規定する「為替取引」には該当しないと考える。

### 2 理由

#### (1) 前払式証票への該当性について

① 前払式証票の規制等に関する法律は、証票を使用する消費者が、証票を入手する際に代金を前払いすることにより、証票の発行者に対してなす信用の供与につき、これを保護し信用秩序を維持するために、証票の種類によって内閣総理大臣への届出、登録を要することとし、前払式証票購入者に損害が生じた場合の権利実行を容易にするために一定金額の発行保証金の供託を義務付けるほか、業務に関して必要な規制を行うとともに、その発行等の業務の適正な運営を確保することによって、前払式証票の購入者等である消費者の利益、保護をも図ることを目的として定められたものである(注解特別刑法補巻(2)「前払式証票の規制等に関する法律」2)。

そして、法第2条1項は、法の規制の対象となる前払式証票を定義しているが、同項1号及び2号のいずれも、「(証票等に)記載され又は電磁的方法により記録されている金額に応ずる対価を得て」発行される証票等としている。

すなわち、法の対象となる証票等の定義は、証票等の購入者が対価を

支払って購入したものであることを要件としており、これは上記の立法の趣旨からいっても、法の規制の対象となる証票が備えているべき、本質的な性質であると考えられる。

- ② 照会にかかる証票は、二に記載したとおり、証票の発行者は A であり、X は A の依頼により証票発行業務及び決済業務を代行するものである。そして、この証票の発行に際しては、通常の前払式証票と異なり、消費者は発行者に対して証票記載の金額等に相当する対価の支払い信用を供与することはない。

また、X は作成および A への引き渡しに際して A から証票自体の印刷等にかかる実費は受領するが、それ以外の証票記載の金額に応じる対価を受領することもない。

- ③ X の作成にかかる証票の引き渡しを受け消費者に配布する A は、A より証票の交付を受けた消費者 a,b,c,・・・により実際に証票が使用された後、商品を消費者に提供した R が X に対して、提供した商品の代金を請求した際に、X の R に対する代金支払いに先立って証票の対価を支払う義務を負うが、このときには証票はすでに使用されている。したがって、この点からも、A から証票の発行を受けて使用する消費者にとって、保護されるべき A に対する与信は存在しない。

- ④ なお、X が A からの商品代金の償還を保全するため、A の銀行等から受ける保証、もしくは A の預金に設定する担保権が、何らかの意味における対価の支払いに相当すると解される余地があるかどうかについて検討すると、担保権により保全される債権は、X が R より商品代金を請求されたのちに X が A に商品代金決済資金の支払いを請求し、そのときに履行期が到来するのであるから、それまで X は保証債務の履行を請求し、もしくは担保権を実行することはできない。したがって、A は本来法により保護の対象となる前払式証票の購入者ではないという点を別としても、保証契約の締結もしくは担保権の設定をもって、法第 2 条第 1 項第 1 号にいう対価の支払いということができないことは明らかであると考えられる。

- ⑤ 以上の理由で、照会にかかる証票が法に規定する「前払式証票」に該当すると考える余地はないと思われる。

## (2) 「為替取引」への該当性について

- ① 銀行法第 2 条第 2 項第 2 号の「為替取引」については、定義規定がないが、隔地者間で現金を直接送らずに資金授受の機能を果たす取引を指

すといわれている（龍田節「銀行業務の範囲と種類」金融取引法大系第1巻65）。

為替が成立するためには、一面、為替機関たる銀行が顧客との間に隔地において支払いまたは取立を要する法律行為をするとともに、他面、その銀行が隔地の銀行との間にその支払いまたは取立の実現を目的とする法律行為の存在することが必要である。銀行法にいわゆる為替取引は前者であり、金融界でいう為替取引は後者を意味するが、ともに為替関係の半面で、両者は必然的に随伴すべきものである（西原寛一「金融法」（法律学全集）200）。

銀行法にいわゆる銀行とは、内閣総理大臣の免許を受けて、銀行業、すなわち、(i)預金等の受入れと資金の貸し付け又は手形の割引とを併せ行うこと、及び(ii)為替取引を行うことのいずれかを行う営業を営むものをいうとされている（銀行法第2条第1、2項）が、(i)は受信業務と与信業務を併せて営む営業との意味であって、金銭の流通の媒介をする銀行の経済的機能を法的に確認したものとされており（西原・前掲書22）、為替取引は送金作用として隔地払手形の売買をすることで、その手形の買入（買為替）は与信的性質を、手形の売出（売為替）は受信的性質を有するため、為替取引そのものを銀行の概念を決定する独立の業務としたものとされている（同）。

- ② ところで、上記二記載の照会者Xが行おうとする行為は、Rにおいて代金決済のために使用することができる証票をAに交付し、Aからこれを受領したAの顧客がRにおいて利用した分について、代金決済をAに代わって行うものである。Rが自己の店舗で当該証票を代金決済に使用することを認めるのは、Xとの契約に基づきXが決済に応じる義務を有しているためであり、Xはその義務の履行のため、自らの責任でRからの請求にかかる債務を決済する。他方AはXとの契約に基づき、Aから交付を受けた証票を自らの顧客に発行し、顧客に利用させ、Xが決済すべき代金の償還義務を負担する。その償還の態様は、XがRから請求を受けた後にXがAに償還を請求し、資金の正常な流れとしては、AよりXに支払われた償還金をXよりRに支払うこととなる。

万一AからXに対する償還金の支払いが遅延した場合であっても、XはRに対し約定どおり決済をする義務を負う。

- ③ ここで、Xの地位を、為替業務を行う銀行の立場と比較すると、RはXに対して、Aに対して有する代金の取立を委任するのではなく、Xとの契約に基づき、Aの顧客がRにおいて使用した証票の代金の支払いをXに対する債権として請求し、XはRとの関係においては自らの債務と

してこれを支払う責任を負う。したがって、ここでは銀行法の為替取引に本質的な、隔地者間の金銭債務の決済という側面も、金銭債務の取立を受託するという側面も存在しない。

- ④ 以上の理由で、Xの業務を銀行法にいう為替取引と解する余地はないと考える。

以上